

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※付表1-1の①X欄へ 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ	
	②	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※付表1-1の②X欄へ	
消費税額	②					
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑭・⑮A欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮B欄の合計金額)	(付表2-2の⑭・⑮C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の⑯A欄の金額)	(付表2-2の⑯B欄の金額)	(付表2-2の⑯C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤-1X欄へ
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑫B欄へ	※⑫C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩					
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑰欄へ	※第二表の⑱欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

「税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」がある場合又は同法附則第10条第2項に規定する「31年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「31年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ①－2欄及び⑤－2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
- (3) この付表を作成してから、付表1－1を作成します。